

介護業・製造業・建設業・自動車整備業・漁業・農業・宿泊業・飲食業など…

特定技能外国人を検討中の企業・事業主様へ



特定技能の各種手続きや面倒な管理など 外国人の就労・生活支援業務をフルサポート

● ビザ申請支援

在留資格の申請手続きや必要書類の準備を支援します。

● 採用支援

求人募集から面接、採用決定までを全面的にサポートします。

● 研修・教育支援

入国前研修や入国後のフォロー研修・日本語の勉強等を支援します。

● 生活支援

生活全般のサポートなど、安心して働ける環境を整えます。

株式会社沖縄ちゅら企画では、人手不足が深刻な産業分野14業種において即戦力となる特定技能外国人(特定技能1号)の登録支援機関となり人材不足に悩む企業・事業主様のため特定技能外国人のご案内・受入れ・就業・帰国まで一貫してサポートします。

特定技能とは…?

2019年4月に創設された「外国人労働者の雇用を促進する制度」です。介護・建設・外食業などの特定産業14業種に限り、外国人労働者を雇用できる制度です。

外国人在留資格の種類

① 特定技能外国人

特定産業分野(14業種)で外国人労働者受入れを目的とした在留資格です。
※技能実習ルートと評価試験ルートがあります。

② 技能実習生

発展途上国・地域の人材が日本で技術を学び帰国後に学んだ技術で経済発展に寄与することを目的とした在留資格です。

③ 高度外国人材

技術・人文知識・国際業務・学術背景に適合した就業内容が求められる在留資格です。

④ 留学生(資格外活動許可)

留学生は、留学資格を持つ外国人で、通常は就労が許可されていない在留資格です。

特定技能外国人の就職先

特定技能外国人の就業先は、特定産業分野である介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊・ホテル業、農業、漁業、飲食料品製造業、飲食・外食業、産業機械製造業、電気電子情報産業の14分野となります。



技能実習と特定技能の主な違い

	技能実習	特定技能
日本語能力	ほとんど日本語が話せない	日本語能力N4以上もしくは試験で確認する
採用期間	採用後10ヶ月程度かかる	申請から1~3ヶ月で就業 ※日本国内在住の場合
採用費用	費用がかかる	費用があまりかからない
管理費	高い(月3~7万円程度)	安い(月2~3万円程度)

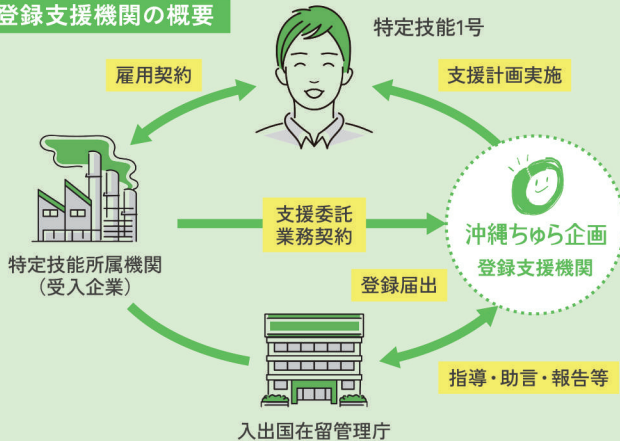
外国人材の就労・生活支援 業務をフルサポート

登録支援機関の株式会社沖縄ちゅら企画では、人材不足に悩む事業者様のため、特定技能外国人のご案内・受入れ・就業・帰国までの支援を一貫して行なっております。

特定技能人材の登録支援機関とは

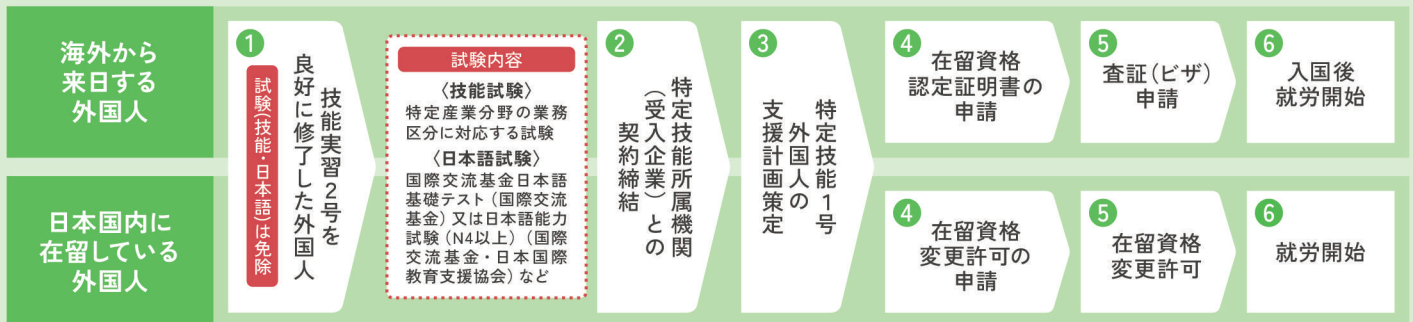
登録支援機関とは、特定技能所属機関（特定技能外国人を雇用する企業や個人事業主）から委託を受け、特定技能1号外国人の支援計画を担う機関のことで、特定技能所属機関より委託を受け、特定技能1号外国人の支援計画の作成・計画を実施します。

登録支援機関の概要



株式会社沖縄ちゅら企画は、出入国在留管理庁で認定された外国人滞在資格「特定技能」登録支援機関となります。

外国人材の入国から就業まで



登録支援機関の支援内容

① 就労前支援 雇用契約締結後、労働条件・活動内容・入国手続・保証金等について説明	② 出国時の送迎 入国時の空港等と事業所又は住居への送迎、帰国時の保安検査場までの同行	③ 住居確保支援 連帯保証人・社宅を提供する等ほか、銀行口座・ライフラインの契約等の補助	④ 生活指導支援 日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明	⑤ 公的手続の支援 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助
⑥ 日本語学習支援 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等	⑦ 相談・苦情の対応 職場や生活上の相談・苦情等について、内容に応じた必要な助言、指導等	⑧ 日本人との交流 地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等	⑨ 転職支援 雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等	⑩ 定期面談 定期的(3ヶ月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報

一定期間、貴社専任の支援責任者を派遣し、スムーズな受入・就労開始をサポートします。(※但し、就労人数などの条件があります)

特定技能の就業先

厚生労働省	●介護業 ●ビルクリーニング業
経済産業省	●素形材産業 ●産業機械製造業 ●電気電子情報産業
国土交通省	●建設業 ●造船・船用工業 ●自動車整備業 ●航空業 ●宿泊業
農林水産省	●農業 ●漁業 ●飲食・外食業 ●飲食料品製造業

特定技能の就業先は上記14分野の決められた業務と付随する業務に限り認められます。

支援計画の準備

支援計画① 支援計画の作成	特定技能人材の受入れを行う事業主様は、特定技能1号外国人に対して職業生活上、日常生活上または社会生活上の支援の実施に関する計画を作成する必要があります。
支援計画② 支援計画の主な記載事項	特定技能人材の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援とし必要であるとして省令で定められた支援内容・方法等を実施します。
支援計画③ 登録支援機関への委託	特定技能人材の受入れを行う事業主様は、支援計画の全部又は一部の実施を登録支援機関などの他の者に委託することができます。

株式会社 沖縄ちゅら企画

〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1-11-1

☎ 098-996-5995

✉ info@iijinzei.jp [登録支援機関] 許可番号: 24登-009818

登録支援機関・特定技能人材に関して詳しくは

<https://iijinzei.jp>

